

序章

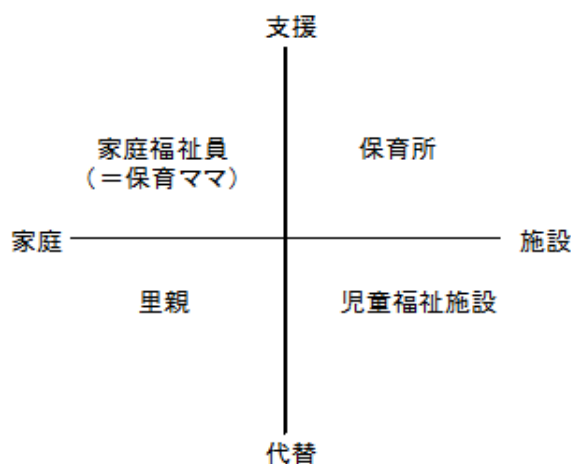
近年の日本社会において、子育て支援をはじめとする、「子育ての社会化」が政策的に重要な課題として位置づけられている。従来の家族社会学においても、社会全体で子育てを担っていくあり方は従来から議論されており、その意味で子育ての社会化は重要なテーマであった。近年では、近代家族論以降の「子育て問題」についての研究と接合しながら、比較福祉レジーム論とケアの社会学という 2 つの位相から議論が展開してきている。ここでは、子育てを家族のみに集約する日本社会の「家族主義 (familialism)」的性質が、規範レベル、実態レベル双方で指摘されており、さまざまなインプリケーションが導かれている。

しかしながら、子育ての社会化を、その字義通り「社会で子どもを育てる」ことと広義に捉えるならば、その射程はより広いものとなりうるのではないか。すなわち、何らかの事情で子どもを育てられない家族に代わって一定期間、あるいは恒久的にその役割を引き受ける〈代替養育〉の実践も、子育ての社会化の位相の一部として捉えられる可能性がある。そうした実践を引き受ける里親や施設養護を組み込んで子育ての社会化を再構成することで、それが行われる場所が家庭内外かを問わず、より包括的に議論を展開することが可能になると考えられる。

ここで、「家族の子育てを支援する」(「支援」)か／「家族に代わって一定期間・あるいは恒久的に子どもを養育する」(「代替」)かを縦軸、それが行われる場が「家庭」であるか／「施設」であるかを横軸に、広義の子育ての社会化を 4 象限図で整理してみよう。各象限の例を当てはめてみると、施設で家族の子育てを支援する第 1 象限には保育所、家庭で子育て支援を行う第 2 象限には保育ママ、家庭で子育てを代替する第 3 象限には里親、そして施設で子育てを代替する第 4 象限には児童福祉施設が当てはまるだろう (図序.1)。

この図に位置づけるならば、従来の家族社会学における子育ての社会化論が主な対象としてきたのは、「支援」の位相、すなわち、第 1 象限と、第 2 象限であり、「代替」の位相をその範疇で論じる機運はあまり高くなかったといえる。もちろん、そこにおいて子育て

と家族を結びつける規範の相対化が図られ、また実際の支援の様相が検討されたことの意義は何ら否定されるものではない。しかしながら、現実には家族の外での養育を受けている子どもが存在し、その数が戦後最高レベルに増えていることは見逃せない。さらには子育ての社会化が「社会で子どもを育てる」という広い目的を標榜する以上、論理的には当然そこに「代替」の位相が含まれうる。その位相を子育ての社会化論に接合する試みは、今後の子育ての社会化のあり方を考えていく上で、非常に重要であると考えられる。



図序.1 子育ての社会化の位相

以上を踏まえ、本稿では2つの目的を設定した。第1に、施設養護という「非家族」による子育てをみることで、子育ての社会化の全体像に接近することである。より踏み込んでいえば、施設養護における子育てと、「家族」における子育てとの異同を検討することで、子育ての社会化をより広い文脈で議論することを試みる。第2に、1点目の検討を踏まえた上で、子育ての社会化をめぐるこれまでの議論が、実践レベル、学術レベルともに「家族」、あるいは「家庭」を中心に据えた問題構制で展開してきた背景を考察することである。つまり、施設養護という「家族外（非家族）」での子育てを対象とすることで、子育てをめぐる社会と家族の布置関係や、それについての規範構造を明らかにすることを目的としているのである。

第I部 理論編——子育てをめぐる『社会化』言説と『家庭化』言説の併存

本稿は、3つの章からなる理論編（第I部）と、調査データにもとづく6つの章（補章、終章を含む）からなる実証編（第II部）という二部構成をとる。「子育てをめぐる『社会

化』言説と『家庭化』言説の併存」と題した第 I 部では、家族社会学における子育ての社会化論の展開と、社会的養護施策や研究、およびそれをめぐる言説の歴史的展開を確認し、実証編での問いを設定した。

第 1 章 子育ての社会化論の問題構成——「支援」と「代替」をめぐって

第 1 章では、子育ての社会化に関する先行研究を、その土台となった近代家族論以降の「子育て問題」研究から追ってレビューすることで、それらの意義と限界がどこにあったのかを検討した。具体的には、従来の子育ての社会化論が何を問題化し、どのようにそれを乗り越えようとしてきたのかを確認される。「家族」と子育てとを結びつける規範の相対化は、どのような視角のもとに展開してきたのだろうか。ここでは、何が語られ、何が語られなかったのであろうか。ここでは、近代家族論を基盤として発展した「子育て問題」に関する研究から、近年の比較福祉レジーム論やケアの社会学に至るまでの動向を追うことで、その点を検討する。その上で、「支援」の位相のみに着目することの問題を論じる。

近代家族論から子育ての社会化論に至るまでの研究蓄積は、従来は私的なものとされてきた子育てを社会的責務として再定位し、将来の市民の育成を全社会的に分担していく必要性を照射する点に意義があった (cf. 大岡 2014)。それにもかかわらず、〈支援〉の位相のみに焦点をおいて議論を展開したことで、そうした〈支援〉を子どもに媒介する家族の存在が暗黙のうちに子育ての社会化の前提条件とされてきた。それにより、そもそもそうしたバイパスを持たない子ども、すなわち、死別、被虐待などが原因で家族による養育を受けられない子どもは、議論の俎上からこぼれ落ちてきたとみることができる。

家族によってケアされえない子どもの存在を放置することは、子育ての社会化論が子育てをめぐり非常に多様なニーズの全体像を的確に捉えていく上で、ミスリーディングな結果を招くことにつながりかねない。さまざまところで議論されているように、全ての子どもには養育を受ける権利が保障される必要がある。一時的か否かを問わず、家族のなかで育てられない子どもを暗黙裡に排除してきたことは、これまでの議論の大きな限界であったといえるだろう。また、「親以外の人間が養育を担うと子どもがかわいそう」という「思い込みの家族論」(直井 2007) に説得的に伝えていくためにも、親子一体の前提視を見直し、子どもへの直接的な福祉サービスや支援についてより詳細に論じていくことが求められる。子育ての社会化論の重要性を減じないためにも、今後は序章で示した〈代替〉の位相も包含する議論を蓄積し、発展させていくことが重要となるだろう。

第2章——日本における社会的養護の展開

続いて第2章では、日本における社会的養護施策の歴史的展開を確認した上で、何が現状の課題とされているのかを確認した。その上で、家族社会学的視角からそれらを再検討する。結論を先取すれば、社会的養護をめぐるさまざまな展望が、「家庭化」という言葉に集約されることの妥当性が問われた。具体的には第1に、「あるべき家庭」からの「偏差」をはかる見方をとることで、「家庭」での子育てを絶対視する規範が再生産されること、第2に、「家庭」が「あたりまえ」に子どもの養育を担えるはずだという素朴な措定は、そもそも「家庭」における子育てが内包している限界を覆い隠してしまうこと、という問題が指摘された。

第3章 「家庭」ロジックの支配性とその生成過程

さらに第3章では、近年いわれる社会的養護、特に施設養護の「家庭化」という言説が、歴史的背景のもとに確立されてきたのかを確認する。まず、近年の政策文書から「家庭化」言説の様相を詳しく確認した。その上で、児童福祉施設をめぐる2つの論争——ホスピタリズム論争、津崎哲夫 vs 施設養護支持派論争——を分析することで、「家庭化」言説の存立基盤を明らかにした。これらの分析から、同じ子育てをめぐる、家族のそれは「社会化」がいわれ、社会的養護のそれは「家庭化」がいわれること、そして後者の支配性は「集団性」を否定することで成立してきたことが明らかになった。

家族社会学研究の蓄積から明らかのように、家庭は必ずしも盤石なケア環境とはいえない。にもかかわらず、施設内虐待などの「問題」が発生したとき、直ちに家庭信仰への揺り戻しにつながるのはなぜか。そうした揺り戻しにおいて規範レベルで家庭への信頼を担保してきたものが、集団性への批判や忌避であったと考えられる。「集団主義批判」の文脈と結びつきながら、施設での集団生活の問題が数多く指摘された。すなわち、養育者が不確定で個別的なケア関係の一貫性が担保されにくいこと、子どもが個々に尊重されないことが、集団性に起因するものと位置づけられ、家庭化が主張されたのである。この個別的なケア関係と子ども個々の尊重という理念を、個別性という言葉でまとめるならば、個別性の確保には、集団性が「不適切」であり、家庭性が必要というのが、戦後に構成されて

きたロジックであったということができらるだろう。

以上の第Ⅰ部での議論を通して明らかになるのは、第1に、同じ「子育て」という営みをめぐっても、それが「家族の子育て」であるか、社会的養護という「非家族の子育て」であるかで、まったく異なる支援のあり方がいわれること、第2に、後者については、「集団性」を否定する形で、「家庭化」言説が強まっていることである。すなわち、前者については家族のみがそれを行うことの限界や脆弱性が指摘され、子育て支援や子育てネットワークの必要性がいわれるのに対し、後者については、「集団性」が子育てに帰結する問題がいわれ、その環境を「家族」あるいは「家庭」に近づけることが主張されている。さらに換言すれば、家族の子育てについては、社会化によって複数のエージェントを関与させるという意味で、ある種の「集団性」の導入が求められているのに対し、社会的養護環境については、「集団性」を退け、「家庭性」を高めることが求められているのだ。

第Ⅱ部 実証編——『『集団性』の機能と退所後の困難』

この相反する現象に、現代日本社会のどのような特性が照射されているのであろうか。この問いについての検討をさらに進めるべく、第Ⅱ部の実証編、『『集団性』の機能と退所後の困難』では、筆者が行った児童自立支援施設での参与観察やインタビュー調査の結果を分析した。具体的には、(1)「家庭性」の支配力を担保する形で否定されてきた「集団性」が、実際の支援の現場でどのように立ち現れてくるのか、(2)そうした「集団性」のなかでの支援を受けた子どもが、退所していく前後に、どのような困難が存在するのか、といった点が検討された。

第4章 施設養護のフィールド調査 ——小規模グループケア型児童自立支援施設に着目して

まず第4章では、筆者が行った調査の概要を説明した。社会的養護全体のなかでの児童自立支援施設の位置づけ、および調査対象である小規模グループケア型の児童自立支援施設Zの特徴を論じることで、なぜZが本稿の対象として適しているのかを示した。

Zは家庭—非家庭という従来型の区分の一方には収まらない環境であり、この点に対象とする積極的な理由が認められる。すなわち、一方で、小規模な寮のそれぞれにおいて特定の職員がケアを提供する点では家庭的とされる要件がみられるが、他方で、日課や食事

はZ全体で動き、1日の流れが時間によって明確に枠づけられている点(表3.2)、さらに、寮についても1人の職員が6~9名をみている点では非家庭的ともいえる。つまり、これまで家庭的、非家庭的とされてきた特質の双方を備えており、その点で本稿の目的に適していると考えられる。

さらに、児童自立支援施設における個別性の確保が、政策上最も重要な課題の1つとされている点も見逃せない。「子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、生活を基盤にしたより高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題となっている……効果的な個別支援を可能とする個別寮や個別対応室(タイムアウトルームなど)、心理療法を効果的に行える心理療法室、リービングケア時の自活寮など、施設設備面の向上も必要である」と述べられるように(厚生労働省2011:14-5)、児童自立支援施設への子どもの入所背景は多様で複雑であり、個別的な支援が求められる。

以上を踏まえると、Zを対象とすることで、「どのようなケア環境で、個別性のどの部分がどのように保障されるのか」という問いを、具体的に検証することができると期待される。

第5章 職員の「集団性」の効果——職員間のサポート、重層的ケア、「家庭性」の再定位

第5章では、職員の「集団性」が支援のなかでどのような限界を持ち、その他方でどのような意味を持っているのかを検討した。「個別性」と「家庭性」が結びつき、「集団性」が否定されることは妥当なのだろうか。この点を問うには、棄却されている「集団性」が現場でいかに立ち現れ、どのように機能/逆機能するのかを検討する必要がある。第5章では、職員の「集団性」に着目しながら、データを分析した。

分析から明らかになったことは、第1に、現実的な問題として、職員が子どもより少ないことで、「取り合い」や支援プログラムの画一化といった事態が確かに発生していたことである。第2に、しかしながら、そうした問題はあくまでも職員と子どもの人数秘の偏りがもたらしていることが示された。観察された事態があくまで人数比の問題であるならば、従来いわれたような家庭性を導入することでそれが解消されるとは考えにくい。というのも、従来の家庭性が「近代家族的家庭性」と呼べるものを想定している以上、原則としてそこに介在するケアラーは2名以内ということになり、子どもも2名以内と限定しない以上、人数比の問題は常に生じうるからである。そのため、「取り合い」やプログラムの制限

を集団性が帰結する問題であるとみなし、家庭化によって解消されるものであると結論づけるのは、あまりにも性急であるといわざるをえない。

他方で、これまで十分に行われてこなかった集団性の検討からは、それが支援においてさまざまな意味をもちうることが明らかにされた。それは第1に、職員、特に新人職員に対するコーピング効果であり、第2に、職員の集団性が子どもとの距離感を多様に分散させ、非固定化させることで、子どもが「ショック・アブゾーバー」を調達しやすくなること、第3に、集団性のなかでこそ可能になる個別性があり、それを担保しているのが〈生活圏〉の共有であるということである。

以上を踏まえると、家庭を子育ての「望ましい」モデルとするあまり、集団性が支援上果たす機能を直ちに捨象するのは現実的ではない。いかにして個別性を担保していくかという議論は、「ケア空間の形態が家庭的か否か」という基準だけで評価できるほど単純なものではないのではないか。実際、職員の語りからは、家庭性が「近代家族的家庭性」とは異なるものとして意味づけられ、それによって集団性、個別性、家庭性といった概念それぞれの論理的結びつきも揺るがされうることを示された。実際の現場で集団性や家庭性のどの部分がどのように機能しているのかを丁寧に見定めたいうえで、議論を展開していく必要があるだろう。

第6章 子どもの「集団性」の効果——「上の子」の役割、人間関係の学習、民主的合議

第6章では、子どもの「集団性」に目を転じて議論を進める。Zにおける「係」、「指導生徒」、「全体日直」といった制度や、「上の子（年上）」と呼ばれる子どもの役割に着目し、子どもたちがそれらの役割を取得していくプロセスや、それに対する職員の支援実践を描写した。

確かに、Zにおける「上の子」 - 「下の子」という序列関係は、ときに権力性につながるリスクもある。しかしながら、(1)「上の子」はZにおいて重要な役割を担っており、それは共同生活に支えられる形で機能していること、(2)子どもの入退所による入れ替わりが、子どもの役割取得や成長を促す契機になっていること、(3)集団生活を送るなかで、「合わない人間との距離の取り方」や、「喧嘩の納め方」を学習でき、さらに寮舎内のルールなどを話し合いで決めることで、民主的な合議を経験できること、といった点で、子どもの集団性は支援上大きな意味を有していた。さらに、こうした機能が職員の細やかな配慮や工夫によって支えられていたことも重要である。

前章と本章との2つの章で試みた集団性の機能／逆機能の同定からは、運営形態面のみから施設養護、さらには社会的養護を論じることの不十分さが示唆される。少なくともZで得られた知見からは、家庭化というスローガンのもとで小規模化を推進し、集団性の機能を捨象することには慎重であるべきだと考えられる。むしろ集団性によってZの〈ケア圏〉が安定化し、個別性の担保という意味での家庭性が達成されていたこと（第4章）、子どもが役割取得や人間関係学習の機会を得ていたこと（本章）からは、集団性が果たす機能をどのように組み込みながら、プライバシーの確保や支援プログラムの画一性といった課題を乗り越えていくか、さらには、いかなるニーズを持つ子どもにいかなる支援機能で対応していくか、という観点から議論をしていく必要性が想起される。換言すれば、形態ではなく機能の面から、社会的養護をめぐる議論を再構成することが重要なのだ。

第7章 退所後の困難——家族再統合の諸相と「自立」をめぐる

第7章では、リービングケアの実践とそこに付随するさまざまな困難、そしてそれに退所するZの実践をみた。換言すれば、「集団性」のなかでケアを受けた子どもが退所していくにあたり、どのような支援が展開されるのか、そこにどのような困難が現出するのかについて検討した。

本章の分析からは、第1に「親が変わらない」という家庭復帰の不安要素が、第2に脆弱な生活基盤、支援の受け皿の少なさといった、1人暮らしの不安要素が存在することが明らかになった。そのため、Zにおいては親を「距離化」する支援を行うこと、退所後も子どもが頼ってこられる関係を形成することで、子どもの退所後の生活の安定を図っていた。本章では、これを「距離化」支援という第3の位相と位置づけた。しかしながら第3に、退所後の生活で困難が生じて、子どもの側がZを再び頼ることを自制することも明らかになった。そこから、「自立」をめぐる日本社会の規範の問題を論じた。

本章の議論は、従来の家族社会学であまり論じられなかった施設養護におけるリービングケアを取り上げるとともに、それを後期近代日本社会における依存や自立という大きな論点につなげた点で意義があろう。先の渡辺芳(2010)の議論にもあったように、本来「自立」とは他者との連帯や相互承認のもとに成り立つものである。また、M.A.Fineman(2004=2009)が述べるように、「独立とは孤立ではない」(Fineman 2004=2009: 23)。個人の自立と集団性との対立関係を安易に措定するのではなく、個人の主体性を尊重しつ

つ集団的な連帯を実現するために何が必要かを考察しながら、児童自立支援施設、ひいては社会的養護のリービングケアのあり方を構想していくことが、今後ますます重要になるだろう。

以上の第 2 部での分析からは、「家庭化」という目的の下に批判されがちな「集団性」が、いくつかの限界を孕みつつも、支援の上で一定の意義を有していることが明らかになるだろう。そのような「集団性」を詳細に検討することなく「家庭性」を礼賛し、「家庭化」を安易に推進することは、むしろ社会的養護をめぐる議論を思考停止に陥らせてしまう。Z での調査結果の検討を通じて、こうした論点を提起していくことが、ここでの目的である。

補章 「住み込んでいること」の強み——小舎夫婦制施設でのインタビューから

Z で収集されたデータにもとづくここまでの議論を補うため、補章では、X、Y という 2 つの夫婦制の児童自立支援施設での職員のインタビューデータを分析した。

補償で得られた知見として、第 1 に、夫婦制の特徴としては、職員の確保という困難がありつつも、寮運営における職員間の「ツーカー」性が強かったり、生活スケジュールや規則についての各寮の裁量が大きいのということが明らかになった。これらの点で、X と Y は、Z よりも家庭性が強いとみることは可能である。

第 2 に、集団性が支援上大きな意味を持っていることも、両施設の職員たちの語りから共通してみえてきた。彼らは職員の集団性と子どもの集団性の双方とについて語っており、その内実は第 4 章、第 5 章でみた Z の職員たちの語りと非常に類似したものであった。また、子どもの集団性の逆機能を防ぎ、支援に活かすことが職員の工夫によって支えられていることも、Z と共通する知見である。ただし、そこにおける夫婦制の特徴も存在しており、それは実子を預かったり預けられたりという共助が職員間で成立しているということであった。

関連して第 3 に、職員たちは、「夫婦であること」と同様に、「住み込んでいること」、それにより固定的な関係のなかで子どもとの間に信頼が生まれることがもつ重要性も強く語っていた。ここからは、支援のあり方をめぐっては、運営の形態よりもその内実により比重を置いた議論をする必要があることが示唆される。やや極端な見方ではあるが、要保護児童数や虐待の認知件数が増加している以上、ケアの単位を小規模化することよりも、

一貫して住み込んで子どもをケアする人手を育成し、増員していくことが急務なのではないか。

第4に、退所をめぐるのは、「親は変わらない」という職員の認識はZ同様見られた。しかしながら、XにおいてはZの「距離化」と類似する知見も見られたのに対し、Yにおいては比較的家族再統合が重視されていることがみえてきた。また、X、Y どちらの施設も、所在する都道府県内に他の受け皿が多く、家庭復帰が叶わない場合も選択肢が多様に存在することが明らかになった。さらに、Zの職員に比して、児相の職員との連携が多く語られたことも、1つの違いとして挙げられるだろう。

第5に、個別性のみを強調することにも問題がありうるということである。もちろん、このことは職員たちが個別性を軽視していることを意味しない。職員の語りからは示されたのは、「すべての子どものニーズを彼らそれぞれが望む形で満たす」ということが、場合によっては「では自分はやりたくない／できないからやらない」という子どもの主張を、必要がある場合でも退けられなくなりうるためである。つまり、「自立を支援する」という児童自立支援事業、ひいては社会的養護の大きな目標にとって、個別性を受容することを過度に強調することが、ときにその意義を大きく揺るがしうるのである。

以上の補償の議論からも、形態面からのみではなく、機能面からも個別性の確保を論じることの必要性が示された。

終章 結論と今後の課題

終章では、本章では、まず全体の知見を振り返り（第1節）、次に、Zで得た知見から、集団性、個別性、家庭性の論理的布置関係を再構成した（第2節）。これを踏まえ、久保田（2010）に依拠しながら、〈ケア圏〉と〈生活圏〉を内包する「非家族」としてZを位置づけ、それを「2人性」にもとづく家族での子育てと比較することで、「社会で子どもを育てる」上でのニーズの同定を試みた（第3節）。その上で、「私的空間一元化モデル」の存在と、その背後にある〈家族主義〉と「自立」規範との共犯関係を論じ、「私的空間多元化モデル」を構想した（第4節）。最後に、再びZで得た知見を事例とし、「子育ての社会化」が家族、家庭でのそれに偏って議論を展開してきたことを〈家族主義〉の問題と捉え返し、その背景を考察した（第5節）。

こうした議論を展開してきた背景には、第I部で示した子育てをめぐる社会化言説と家庭化言説との併存状況への関心に加え、そもそもそれに子育ての社会化を語る構制そのも

のが暗に加担しているのではないかという問題関心があった。繰り返しになるが、子育ての社会化論は〈ケア圏〉・〈生活圏〉・〈親密圏〉が重なる家族を確定した上で、そのなかで行われる子育てへの支援に焦点化してきた。それにより、現実存在する家族の外で育てられる子どもを議論の俎上から後景化させ、「社会で子どもをどう育てるか」という大きな問題を、「家族の子育てをどう支援するか」というものに限定化してきたといえる。その結果、『家族』の子育ては社会的に『支援』する価値があるが、『非家族』の子育てはそれに準ずるものに過ぎない」とする価値観の維持・再生産に、無自覚ながら寄与してしまったのではないだろうか。

子育ては将来の市民の育成であり、社会の再生産、発展にとって不可欠である。このような視点に立てば、あらゆる子育ては支援に値しうる。しかしながら、一口に「子育て」といっても、その内部におけるニーズは一様ではない。典型的な「近代家族」で育つ子ども、経済的に豊かではあるが両親が激務であり家にいられない子ども、逆に多くの時間を家族と過ごせるものの貧困である子ども、きょうだいが多い子ども、一人っ子、そして要保護児童など、育てる対象である子どもの状況はさまざまであり、必然的にそのニーズも多様化しうる。であるならば、「どこ（家族か「非家族」か）で育つ子どもを支援するか」のみならず、「どのような子どもをどのように支援するか」について、詳細かつ重層的な議論が求められるだろう。施設養護というやや極端な対象を選定することで、このことを明らかにすることを本書は試みたのである。序章でも述べたが、障害学における、「本人が望めば施設や親・家族から離れて、地域社会の中で生活主体者として生き続けることを可能にする社会的条件を作り出す」意味での〈脱家族化〉を応用すれば、「どこで育つのであれ、その子どもが生き続けるためのニーズに対して支援を与えられる社会的条件を作り出す」という視点に立つことこそが重要であると考えられる。つまり、家族の存在を前提とした「子育ての社会化」を超えて、〈子育ての脱家族化〉を推進する条件を考察していくことが、今後の議論にとって不可欠なのである。